

01011

鳥取縣公報

規 則

◇鳥取縣規則第九十四号

昭和二十五年十一月鳥取縣規則八十二号鳥取縣主要食糧販売業者及びとう、精業者登録手数料規則の一部を次のように改正する。

昭和五年十二月三十一日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

鳥取縣主要食糧販売業者及びとう、精業者登録

手数料規則中改正規則

第三條第一項中(二)小売販売業者五〇〇円を

(二) 小売販売業者

甲 五〇〇円

乙 三〇〇円

昭和二十五年十二月三十一日
外 日 曜 日

本書ハキヤハ國定規格A五列

に改める

附 則

この規則は昭和二十六年一月一日から施行する。

丙 三〇〇円

正 誤

昭和二十五年十二月十九日鳥取縣公報第二千七百七十号中誤植があるので次のように訂正する。

記

鳥取縣告示第六百七号鳥取縣農業水利改良事業所設置規程中八頁上段一行目の「鳥取縣大口北用水改良事業所」とあるは「鳥取縣大口堰用水改良事業所」の誤り

鳥取縣公報 毎週 曜日発行 (休日ニ當ル) 昭和二十五年十二月三十一日 外

(昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可